

SY2-2

子どもは「遊び」でヒトになり，人間になる

野井 真吾

日本体育大学

私の所属する「子どものからだと心・連絡会議（以下、「連絡会議」と略す）」では、子どもと接する中で感じている“からだと心”の心配事等をワイワイ・ガヤガヤ議論することに努めている。そして、そのような議論で知り得た日本の子どもの状況を、国の内外を問わずあらゆる機会に発信し続けることにも努めている。このような活動には、国連子どもの権利委員会に日本の子どものSOSを伝えることも含まれている。

周知の通り、子どもの権利条約が国連総会の全会一致で採択されたのは1989年、それが日本で批准されたのは1994年のことである。ただ、種々の人権条約は批准したからといって終わりということにはならない。なぜならば、条約を批准することと、その権利が守られているか否かは別の問題だからである。そのため、子どもの権利条約の第44条には、「1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する」と定められている。このようなシステムを「報告審査制度」という。日本政府もこの約束に従って、1996年に初回報告、2001年に第2回報告、2008年に第3回報告、そして2017年に第4・5回統合報告を提出してきた。

ただ、この報告審査制度は、そもそも権力があるということで最も権利を侵害してしまう可能性がある国家にその現状を報告させるという仕組みになっている。この課題の克服として国連が考えたのが、市民・NGOからの報告も受け付けるということであった。これまでの審査に際して、私たち連絡会議が「子どもの権利条約市民・NGOの会」の活動に参加して、市民・NGOの統一報告書を国連に提出してきたのはそのためである。つまり、国連では政府からの報告書だけでなく、市民・NGOから提出された報告書も受け付け、それにも目を通した上で、締約国政府へのヒヤリングを経て、その審査結果を「最終所見」にまとめてくれている。

この間、「日本政府第4・5回統合報告書」とそれを受けて市民・NGOの会が提出した「統一報告書」、さらには、それらの報告書とヒヤリングの結果を経て2019年3月に示された「最終所見」のパラグラフ20(a)では、「社会の競争的な性格により子ども時代と発達が悪化することなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置を取る」と要請されている。このような勧告を受けているのは、世界広しといえども日本だけである。これが、国際社会からみた日本の子どもの現状といえるのである。本報告では、国連子どもの権利委員会に届けられた日本の子どもの“からだと心”の現状を紹介してみたい。

加えてこの1年は、さらなる試練が子どもにのしかかっている。いうまでもなく、新型コロナウイルス感染症の猛威がそれである。昨年（2020年）2月27日の臨時休校要請を境に、子どもたちは突然学校に行けなくなり、大好きな友だちや先生と会えなくなってしまった。年度末の時期と重なったことから気持ちの整理もできないまま、新年度を迎えなければならない状況にもなってしまった。また、およそ3ヵ月ぶりに再開された学校でも、かつてとはまったく異なる生活を余儀なくされているし、度重なる「緊急事態宣言」では、子どもたちの居場所や行動がますます制限されている。正に、緊急事態である。このような事態を踏まえて、連絡会議と日本体育大学体育研究所は、突然の臨時休校が子どもの“からだと心”に及ぼす影響の緊急調査を長期休校中の2020年5月と休校明けの6～7月に実施した。まずは、子どもが置かれている現実を知る必要があると思ったからである。本報告では、その緊急調査の結果も紹介してみたい。